

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、有限会社 ○○○○ と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
2. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
3. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
4. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を○○県○○市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は官報に掲載してする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式の総数)

第 5 条 当社の発行可能株式の総数は○○○株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。

2. 当社の株主が、当社の株式を譲渡により取得する場合には、当社が承認したものとみなす。

## 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会)

第 7 条 会社は、毎年○○月に定時株主総会を開催し、必要に応じて、臨時株主総会を開催するものとする。

(招集)

第 8 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集するものとする。

② 株主総会を招集するには、会日より 5 日前に、各株主に対してその通知を発することを要する。

(議長)

第 9 条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当り、社長に事故あるときは、その総会で議長を選任する。

(決議の方法)

第 10 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の 4 分の 3 以上をもって行う。

(議決権)

第11条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(決議事項の通知)

第12条 株主総会において決議した事項は、各株主に通知することを要する。

(議事録)

第13条 株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

#### 第4章 役員

(員数)

第14条 当社には、取締役〇〇名以内を置く。

(選任の方法)

第15条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任するものとする。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することができる。

2. 株主は、会社法第342条第3項から第4項までに規定するところにより取締役を選任(累積投票により取締役を選任)すべきことを請求することができない。

(代表取締役及び社長)

第16条 当社に取締役が2名以上いるときは、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

- 2 取締役が2名以上いる場合は、代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする

(役員報酬等)

第17条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によりそれぞれ定める。

#### 第5章 計算

(事業年度)

第18条 当社の事業年度は、毎年〇〇月〇〇日から翌年〇〇月〇〇日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第19条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在の株主に株数に応じて行うものとする。

#### 第6章 附則

第20条 この定款に規定の無い事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

上記は現行定款に相違ありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

有限会社 〇〇〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇〇